

道立北見農業試験場を含む「道立試験研究機関」への 「地方独立行政法人制度導入」に係る要望意見書

網走支庁管内の農業は、今日、恵まれた自然環境の中で「食糧基地 北海道」の一翼を担っています。この豊かな資源を次世代に受け継ぎ、食の安全と安定供給を目指して食料の生産に取り組むと共に、地域の基幹産業として持続的に発展していかなければなりません。一方、世界の食糧事情は、中国、インドなどの経済発展途上国の人口増加などによる食料の需給増大、バイオ燃料作物の需給増加、さらには、穀物輸出国の輸出規制などにより穀物価格が急騰し、世界の食料事情も大きく変化していることから、国内の食料自給率の向上対策が急務となっています。

こうした下で北海道の試験研究機関は、新品種や新技術の開発を通して地域及び全道の農業、産業、消費者にとって重要な役割を果たしてきました。また、今日まで北海道農業の発展に向けて、他の北海道立農業試験場と共に歩んできた経過にあります。特に、北見農業試験場は、小麦の品種改良では、「チホク」から「ホクシン」、「きたほなみ」へと、地域の気象や土壌に適した品種開発と栽培技術の研究など、生産者の営農技術と生産コスト低減に向けて大きな役割を担っています。また、農畜産物を通じた消費者の生活向上にも大きく貢献しています。

しかし、北海道は、北見農業試験場を含む道内22の北海道立の試験研究機関を「一つの地方独立行政法人化」に統合するとした案を検討しています。「地方独立行政法人化」になった場合、採算重視を中心とした経済効率が優先され、本来任務である公共性と中立性が損なわれると共に、各種の相談や緊急対応などのサービスの低下・有償化が危惧され、管内の農業者はもとより全道の農業者及び消費者にも大きな打撃を与えることが懸念されます。

よって、北海道においては、引き続き北海道の試験研究機関として存続されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月25日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎